

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「定める者」の下に「（次条において「屋外広告士等」という。）」を加える。

第十二条の三第一項中「屋外広告士その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」を「屋外広告士等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 広告物等を所有し、又は占有する者が、屋外広告士等に、表示又は設置の日から起算して十年を経過していない広告物等を点検させる場合は、前項本文の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、目視による点検をもつて、同項本文の点検に代えることができる。ただし、目視による点検では十分でないとき知事が認めるときは、この限りでない。

第三十三条中「帳簿」の下に「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年十一月一日から施行する。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表人の二の項り中「第十二条の三第二項」を「第十二条の三第三項」に改める。